

## 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（抜粋）

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることがまちづくりに重要であることにかんがみ、**高齢者及び障害者等の日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者**（以下「高齢者、障害者等」という。）を含むすべての県民が**安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境の整備**（以下「ひとにやさしいまちづくり」という。）について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する基本方針を定めること等により、ひとにやさしいまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、公園、道路、公共交通機関の施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で規則で定めるもの並びにこれらに付帯する施設をいう。

2 この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶をいう。

## （市町村の責務）

第四条 市町村は、県の施策と相まって、当該市町村の実情に応じて、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 **市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する施策の実施に当たっては、県との緊密な連携を保つように努めるものとする。**